

野田市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、福田運動場使用料の事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和6年4月11日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 公益財団法人 野田市シルバー人材センター
会長 澤田 健次郎
住所 千葉県野田市鶴奉5番地の1

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
福田運動場使用料

- 3 指定をした日
令和6年4月1日

- 4 委託をした日
令和6年4月1日

- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで